

## 会員に関する規則

### (目 的)

第1条 この規則は、定款第39条第3項の規定に基づき、公益財団法人早期胃癌検診協会（以下「協会」という。）の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会員の種別)

第2条 定款第39条第2項に規定する会員は、次の各号のとおりとする。

- (1) 研究会員 早期胃癌研究会に参加する医師及び医療従事者
- (2) 賛助会員 協会の目的及び事業に賛同する個人又は団体

### (入会手続き)

第3条 会員（研究会員は除く。）になろうとする個人又は団体は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 入会の可否は、理事長が決定する。

### (会 費)

第4条 年会費は、会員の種別に応じて、次の各号のとおりとする。

- (1) 研究会員 当面は、会費を免除する。
- (2) 賛助会員（個人） 1口 3,000円
- (3) 賛助会員（団体） 1口 600,000円

ただし、団体の事情により会費を減額することができる。

2 会員は、希望する口数の年会費を所定の方法により納入しなければならない。

### (除 名)

第5条 理事長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときには除名することができる。

- (1) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (2) 会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき
- (3) 正当な理由がなく、会費を3年以上納入しないとき

### (退 会)

第6条 会員は、協会に退会届を提出し、任意に退会することができる。

2 前項の場合、会員が納入した会費については、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(補 則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月23日から施行することとし、会員規則（昭和57年4月1日制定）は平成22年4月22日をもって廃止する。

<定款>

(会 員)

第39条 この法人の趣旨に賛同し、その事業に協力した者を会員とする。

2 会員の種類は、次の2種とする。

(1) 研究会員

(2) 賛助会員

3 会員及び会費に関する規定は、理事会の決議をもって別に定める。